

令和7年度 島根「ふるさと」看護奨学金（助産師枠） 貸与生募集要項【2次募集】

■ 奨学金貸与の目的 ■

この奨学金は、島根県内の産科医療機関の周産期医療提供体制を維持していくため、助産師養成施設に在学する方で、将来、県内の産科医療機関で助産師として勤務する意思のある方の修学などを支援することにより、助産師の県内就職を促進することを目的としています。

1 募集人数

過疎・離島枠、UI ターン枠と合わせて 6 人

2 応募資格

（1）助産師養成施設に在学する人

※正規の修業年限が 1 年を超える助産師養成施設に在学する人は、最終学年に在学する人
に限ります。

（2）卒業後、島根県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意思のある人

（3）経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人

※ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

（1）現在、島根県看護学生修学資金（～平成 30 年度）または島根「ふるさと」看護奨学
金（令和元年度～）の貸与を受けている人

※今年度既に島根「ふるさと」看護奨学金の貸与決定者となった人は申請できません

（2）過去に、島根県看護学生修学資金（～平成 30 年度）または島根「ふるさと」看護奨学
金（令和元年度～）の貸与を受けていた人（ただし、貸与された貸付金の返還を免除さ
れた人、返還中または返還が終わった人を除く。）

（3）休学、停学中の人

（4）留年により次年度以降も在学する必要がある人

3 貸与額

60 万円（在学中 1 回限り、貸与決定後一括貸与）

4 貸与金の返還免除

貸与生が、助産師養成施設を卒業した日から 1 年以内に助産師の免許を取得し、かつ、
直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）において引き続き 5 年間^{注）}助産師の業務に従
事したときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除します。

注）助産師業務に就業することを原則としつつ、勤務機関の事情等により助産師以外の看護職
員業務に従事する場合については、相当程度許容します。

※ 貸与した奨学金の返還が免除される島根県内の医療施設等（指定機関）は以下のとおりで
す。ただし、実際に指定機関に該当するかどうかは、就業時（転職の場合は、転職時）の状

況で判断しますので、就業前にご確認ください。

指定機関

以下、①～⑨のいずれかの施設をいいます。

- ①200床未満の島根県内の病院
 - ②島根県内の診療所
 - ③精神病床が8割以上を占める島根県内の病院
 - ④65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する島根県内の病院
- ※令和7年4月時点では島根県内の病院は全て該当します。
- ⑤島根県内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ⑥島根県内の介護老人保健施設
 - ⑦島根県内の介護医療院
 - ⑧介護保険法に基づく島根県内の訪問看護事業所
 - ⑨児童福祉法に基づく島根県内の障害児入所施設
- 重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限ります。

〔注意〕

介護保険関係事業所では、上記⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、⑥介護老人保健施設、⑦介護医療院及び⑧訪問看護事業所のみが指定機関に該当します。

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、短期入所生活（療養）介護事業所（ショートステイ）、通所介護事業所（デイサービス）などは指定機関ではありませんのでご注意ください。

5 返還の猶予

貸与した奨学生は、貸与生が次の事由に該当するときは、その事由が継続する期間、返還を猶予します。

- (1) 助産師養成施設を卒業した後、さらに看護に関する専門知識を得るために大学院に在学しているとき
- (2) 貸与した奨学生の返還が免除される島根県内の医療施設等（指定機関）において、助産師の業務に従事しているとき
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事情があるとき

6 返還及び返還の方法

奨学生は、無利息とし、貸与生が次の事由に該当するときは、1年以内に月賦による均等返還をしていただきます。（最大5万円／月）なお、繰上償還（一括返還等）をすることもできます。

- (1) 退学等により奨学生の貸与の決定が取り消されたとき
- (2) 助産師養成施設を卒業した日から1年以内に助産師免許を取得しなかったとき
- (3) 助産師免許を取得した後に、直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）で助産師の業務に従事しなかったとき（看護に関する専門知識を得るための大学院への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除きます。）

7 貸与の申請

次の書類を在学する助産師養成施設を経由して提出してください。

(1) 看護学生修学資金貸与申請書（様式第1号）

※「家族の状況」欄には、同居・別居を問わず生計を一にする家族全員を記入してください。

「生計を一にする」とは

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇にはいつも生活を共にしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

また、親族が同一の家屋で生活している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

※募集要項(本書)や記載例を熟読し、全ての記入欄についてもれなく記入してください。

(2) 市町村長の発行する所得証明書

※令和6年中の所得を証明するもので本人を含む生計を一にする家族全員

（無収入の方を含みます。所得なしの証明も必要です。）のもの

※令和6年中の所得証明書は、概ね6月以降に市町村で発行されます。

※令和5年中の所得証明書では受付できませんので、ご注意ください。

(3) 養成施設の在学証明書 ※学年を記載したもの

(4) 連帯保証人の印鑑登録証明書

・連帯保証人住所地の市町村役場で取得してください。

・発行後3ヶ月以内のものを有効とします。

(5) 口座振替申出書

※全ての記入欄についてもれなく記入してください。

※預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しも添付してください。

8 連帯保証人

父母又は身元確実な成年者1名を連帯保証人として立てていただきます。

連帯保証人には、奨学金の貸与を受けた人と連帯して債務を負担していただきます。

申請書の連帯保証人欄は、**連帯保証人の自筆署名と自身の印鑑（印鑑登録証明書と同一）での押印が必要です。**

9 貸与申請受付期限

令和7年12月26日（金）当日消印有効

※在学する養成施設を経由して提出してください。

10 被貸与者の決定

島根県において、家計の状況等を考慮し選考を行い、養成施設を通じて本人に通知します。

なお、貸与生とならなかつた方に対しても、その旨をお知らせします。

11 その他

- (1) 貸与の申請に当たっては、看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の内容を承知した上で申請してください。
- (2) この奨学金は、各病院、各種学校及び市町村が貸与する奨学金、修学資金等との併給は制限しません。

12 提出先・照会先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課 看護職員確保スタッフ 奨学金担当

TEL:0852-22-5613 FAX:0852-22-6040 E-mail:iryo-kango@pref.shimane.lg.jp

【貸与生募集に関する島根県ホームページ】

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/kango_kakuho/H26syugakushikin.html

